

福岡医療短期大学競争的資金等の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき、福岡医療短期大学（以下「本学」という。）における科学研究費等の競争的資金等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学における競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則によるものとする。

(責任と権限)

第3条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者並びに研究倫理教育責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、短大学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、不正発生防止計画をはじめとする全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、それを最高管理責任者に報告するものとし、事務局長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること、また、適切な管理・執行についてモニタリングを行い、必要に応じて改善を指導するものとし、短大学長が指名する者をもって充てる。
- (4) 研究倫理教育責任者は、研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究倫理に関する知識を定着、更新させること及び大学院生等の学生が研究倫理に関する基礎的な素養を修得できるよう研究倫理教育を行うものとし、短大学長が指名する者をもって充てる。
- (5) 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(相談窓口の設置)

第4条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため及び研究費の使用ルールに関する相談窓口を置き、総務課庶務係をもってこれに充てる。

- 2 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第5条 本学における研究活動等の不正行為に適切に対応できるよう、学内外からの

告発等を受け付ける通報窓口を置き、総務課長をもってこれに充てる。

- 2 総務課長は、通報事項を短大学長に速やかに報告するものとする。
- 3 短大学長は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否について配分機関に報告するものとする。
- 4 総務課長は、通報者の保護に十分配慮しなければならない。

(調査)

第6条 競争的資金等の運営・管理に関して不正があると認められるとき又は疑いがあるときは、短大学長の下に調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会について必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第7条 競争的資金等の不正な管理を行った者又は競争的資金等に関連して不正な取引に關与した者は、「学校法人福岡学園就業規程」第38条から第40条を準用又は適用する。

- 2 競争的資金等の管理に不正が確認されたときは、短大学長は、不正が確認された事案を学内に公表し、問題を共有化して再発防止に努めなければならない。

(不正防止計画の策定・実施)

第8条 本学における不正を防止するため不正防止計画部署を置き、総務課庶務係をもってこれに充てる。

- 2 不正防止計画部署は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組みを喚起し、不正の発生を防止するよう努める。

(内部監査)

第9条 総務課庶務係は、機関全体の視点からモニタリング及び内部監査制度を整備する。

- 2 総務課庶務係は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。

(監事、公認会計士との連携)

第10条 総務課庶務係は、監事及び公認会計士と連携を強化し、不正発生防止を行う。

(物品等の発注等)

第11条 本学における物品等の発注及び検収については、原則として財務課用度管理係が行う。

(業者等への対応)

第12条 総務課及び財務課は、業者等に競争的資金等の学内規則を説明し、遵守させるものとし、業者等から誓約書の提出を求める。

- 2 誓約書を提出しない業者等とは、原則として競争的資金等にかかる取引を行うことができない。
- 3 短大学長は、競争的資金等に関して不正な取引に關与した業者があるとき、当該業者との取引を停止するなど、必要な措置を行う。

(不正使用による研究費の返還)

第13条 研究者の不正な使用による研究費の返還が生じた場合は、当該研究者が負担するものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成23年7月19日から施行し、平成23年6月7日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成27年2月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。